

平成31年4月1日千大規第31号

公立大学法人公立千歳科学技術大学職員給与規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人公立千歳科学技術大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、同規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 この規程において「給与」とは、給料及び諸手当をいう。

2 「給料」とは、就業規則第9条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、次項の諸手当を除いたものをいう。

3 「諸手当」とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当、管理職手当、超過担当手当、教員特別手当及び職員資格等手当をいう。

（給与の原則）

第3条 給与は、社会的水準、物価、法人の支払能力等を考慮して公正に決定するものとする。

2 職員の受ける給与は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の条件を考慮したものでなければならない。

第2章 給料

（給料表）

第4条 職員の給料は、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

（1）教育職員 教育職給料表（別表第1）

（2）事務職員 事務職給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分とその内容は、理事長が別に定める。

（初任給、昇給等の基準）

第5条 職員の職務の級は、前条第2項に規定する職務の区分に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準により決定する。

3 前項の規定による号俸を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。

4 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給号俸は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸数を4号俸とすることを

標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 6 教育職員は満 60 歳、事務職員は満 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは、「2 号俸」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 第 4 項及び第 5 項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第 6 条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の 1 日から末日までとし、1 給与期間につき給料月額を支給する。

- 2 給与期間の給料の支給日は、その月の 25 日とし、支給日が週休日又は就業規則第 11 条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。
- 3 給与期間中、給料の支給日後において新たに職員となった者にはその月の末日（その日が週休日又は就業規則第 11 条に規定する休日に当たるときは、順次これを繰り上げる。）に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員にはそのときに、給料を支給する。

(給料の日割計算)

第 7 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降格等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第 9 条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第 3 章 諸手当

(手当の支給)

第 8 条 支給期日を定める以外の手当は、その月の給料と併せて支給する。

- 2 期間計算に基づく手当は、前月の 1 日から末日までの分を 25 日に支給する。

(扶養手当)

第 9 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の「扶養親族」とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）
 - (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
 - (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
 - (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者（心身障害の程度が著しく、終身労務に服することができない程度

の者)

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合においてその職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 前条第2項第2号から第6号までの扶養親族（以下この条において「扶養親族たる子、父母等」という。）がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じ

た場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条 第9条に規定する他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者には、次の各号に掲げる者は含まないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 理事長が定める額以上の恒常的な所得があると見込まれる者

（住居手当）

第12条 住居手当は、次に各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第13条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤す

ることが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に掲げる額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 km 未満である職員	2,000 円
イ 使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である職員	4,200 円
ウ 使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である職員	7,100 円
エ 使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である職員	10,000 円
オ 使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である職員	12,900 円
カ 使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である職員	15,800 円
キ 使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である職員	18,700 円
ク 使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である職員	21,600 円
ケ 使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である職員	24,400 円
コ 使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である職員	26,200 円
サ 使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である職員	28,000 円
シ 使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である職員	29,800 円
ス 使用距離が片道 60km 以上である職員	31,600 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前 2 号に掲げる額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額でその額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 前 2 項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の、本規程第 6 条第 2 項に掲げる日に支給する。

- 5 通勤手当を支給される職員が、退職その他の事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちその事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとし、退職その他の事由及び返納額は理事長が別に定める。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位とする期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月）をいう。

（時間外勤務手当）

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務（以下「時間外勤務」という。）することを命じられた事務職員には、時間外勤務手当を支給する。

- 2 前項の時間外勤務手当は、第23条に定める勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第9条第4項の規定により振り替えられた1週間の正規の勤務時間（以下、「振替前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 就業規則第11条に定める休日に勤務を命じられた事務職員の時間外勤務手当は、前項の規定にかかわらず、100分の135（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、就業規則第12条の規定により振り替えられた振替前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、振替前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条で規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 6 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について45時間を超え60時間以下の職員には、その45時間を超え60時間以下勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の130（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の155）を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の30を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 7 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、振替前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 8 理事長は、時間外勤務を命ずる場合は、時間外勤務手当の予算の範囲内で行なわなければならない。

(寒冷地手当)

第15条 職員には、理事長が別に定めるところにより寒冷地手当を支給する。

(期末・勤勉手当)

第16条 職員には、経營業績を勘案し、在職期間、業務実績、教育・研究の成果、職務の内容及び勤怠に応じ、理事長が別に定めるところにより期末・勤勉手当を支給する。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対しその職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(管理職員についての適用除外)

第18条 第14条の規定は、管理職員には適用しない。

(超過担当手当)

第19条 責任の授業時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業の担当することを命ぜられた教育職員には、超過担当手当を支給する。

2 責任時間及び超過担当手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(教員特別手当)

第20条 教員特別手当は、理事長が定める業務に従事した教育職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(職員資格等手当)

第21条 職員資格等手当は、理事長が職務上必要と認める資格、成績等を有する事務職員に対し支給する。

2 前項の手当の支給範囲及び額は、理事長が別に定める。

(給料の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、就業規則第11条に規定する休日、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、傷病（業務及び第24条第1項に規定する通勤によるものを除く。）のため勤務しないものについては、結核性疾患にあっては引き続き1年、その他の疾病にあっては継続した期間6箇月のうち90日を超えて勤務しない場合に給料の半額を減ずる。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額並びに寒冷地手当の月額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定する年間の勤務時間は、理事長が別に定める。

第4章 特殊な場合の給与

(休職者の給与)

第24条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法

律第50号。以下「労災保険法」という。) 第7条第2項に規定する通勤をいう。) により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、この者に給与を全額支給する。ただし、労災保険法により給付を受ける場合は、その差額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が心身の故障により、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、この者に給料、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者に給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第40条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中この者にはいかなる給与も支給しない。

(復職時の調整)

第25条 休職のため勤務しなかった職員が復職し、又は勤務するに至った場合における給料月額の設定は、他の職員との均衡を考慮して別に理事長が定める。

(給与の支払方法)

第26条 給与は、原則として通貨をもって、直接本人に全額を支払う。ただし、本人の承諾がある場合は、本人名義の銀行口座に振り込むことができる。ただし、この場合において、本人の給与支給日に払い出しがでなければならぬ。

- 2 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人公立千歳科学技術大学職員退職手当規程第8条に定めるところによる。

(給与からの控除)

第27条 給与を支給する場合、次の各号に掲げるものを給与から控除することができる。

- (1) 法令に定められた本人負担の租税公課
- (2) 地方職員共済組合償還金
- (3) その他、職員の過半数を代表する者との間で控除について書面により協定されたものの。

第5章 補則

(派遣職員の取扱い)

第28条 公立大学法人公立千歳科学技術大学への派遣職員に対する給与については、この規程にかかわらず理事長と派遣職員の所属する組織の長との協議によって決定する。

(理事長への委任)

第29条 理事長は、この規程を実施するに当たり、この規程の条項によった場合には、著しく不合理となる場合又は必要があると認める場合には、この規程の条項にかかわらず、必要な措置をとることができる。

附 則

- この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 学校法人千歳科学技術大学を平成 31 年 3 月 31 日に退職し、平成 31 年 4 月 1 日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、学校法人千歳科学技術大学教職員給与規程第 12 条の規定の適用を受け、引き続き自ら所有する住宅に居住している世帯主たる者（以下「特例措置対象者」という。）に対しては、次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる支給月額に住居手当を支給する。

期間	支給月額
平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	3,000 円（住宅を新築し、又は購入した職員については、その新築又は購入後 5 年間に限り 1,000 円を加算する。）

- 前項の規定は、施行日以後に特例措置対象者以外の職員となった者には適用しない。
- 平成 31 年 3 月 31 日に学校法人千歳科学技術大学を退職し、平成 31 年 4 月 1 日に引き続き公立大学法人公立千歳科学技術大学に採用された職員で、その者の受ける給料月額が平成 31 年 3 月 31 日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正後の第 23 条の規定は、令和 5 年 2 月 7 日から施行し、令和 4 年 11 月 1 日から適用する。

別表第 1 教育職給料表（第 4 条関係）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	220,100	281,000	327,600	406,000
2	222,400	284,000	330,500	408,300
3	224,600	286,800	333,500	410,700
4	226,800	289,600	336,500	413,200
5	228,900	292,200	339,700	415,300
6	231,000	294,600	342,100	417,800
7	233,200	296,800	344,700	420,000
8	235,300	299,100	347,100	422,500

9	237,600	301,600	349,800	424,200
10	240,000	304,000	352,500	426,700
11	242,400	306,400	355,200	429,000
12	244,800	308,900	358,200	431,300
13	246,900	311,200	361,000	432,700
14	249,300	313,200	362,900	434,900
15	251,700	315,200	365,100	437,100
16	254,100	316,900	367,600	439,400
17	256,100	319,100	369,600	441,500
18	259,200	320,900	371,800	443,900
19	262,300	322,900	373,900	446,200
20	265,400	324,600	375,800	448,600
21	268,300	326,300	377,600	450,700
22	271,300	328,700	379,400	453,000
23	274,200	330,900	380,900	455,400
24	277,100	333,300	382,100	457,700
25	279,700	335,300	383,500	459,700
26	282,300	337,300	385,300	461,900
27	284,800	339,400	387,100	464,000
28	287,400	341,800	389,000	466,200
29	290,000	344,000	390,900	468,300
30	292,300	346,100	392,600	470,600
31	294,500	348,000	394,300	472,800
32	296,800	349,800	396,000	474,900
33	299,000	351,700	397,600	476,800
34	301,200	353,600	399,400	478,900
35	303,700	355,300	400,900	481,200
36	305,900	356,800	402,700	483,400
37	308,400	358,400	403,800	485,500
38	309,700	360,400	405,400	487,500
39	311,400	362,500	406,900	489,400
40	312,800	364,400	408,400	491,300
41	314,500	366,300	409,300	493,300
42	315,000	368,200	410,900	495,200
43	315,500	370,000	412,400	496,900
44	316,000	371,800	414,000	498,800
45	316,800	373,600	415,300	500,700
46	317,800	375,400	416,900	502,500
47	318,600	376,900	418,300	504,300
48	319,600	378,700	419,900	506,200

49	320,400	380,200	421,300	507,900
50	321,300	381,800	422,600	509,600
51	322,100	383,400	423,900	511,400
52	322,900	385,100	425,200	513,300
53	324,000	386,200	425,900	514,900
54	324,800	387,700	426,900	516,500
55	325,500	389,100	427,800	518,200
56	326,300	390,700	428,700	519,800
57	326,800	392,000	429,600	521,400
58	327,500	393,400	430,500	522,700
59	328,400	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	

89	354,800	417,100	454,300
90	355,200	417,400	
91	355,600	417,700	
92	356,100	418,000	
93	356,600	418,200	
94	357,000	418,500	
95	357,500	418,800	
96	358,000	419,100	
97	358,600	419,300	
98	359,100	419,600	
99	359,500	419,900	
100	360,000	420,100	
101	360,400	420,300	
102	360,900	420,600	
103	361,200	420,900	
104	361,700	421,100	
105	362,200	421,300	
106	362,600		
107	363,100		
108	363,600		
109	364,000		
110	364,500		
111	365,000		
112	365,400		
113	365,800		
114	366,200		
115	366,700		
116	367,100		
117	367,500		
118	367,900		
119	368,400		
120	368,800		
121	369,100		
122	369,500		
123	370,000		
124	370,300		
125	370,700		
126	371,200		
127	371,700		
128	372,100		

129	372,500		
-----	---------	--	--

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手その他の教育職員で理事長が別に定める者に適用する。

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	

67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800	
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000	
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200	
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	410, 400	
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	410, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	410, 700	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	410, 800	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	410, 900	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
94		294, 900	342, 600	381, 600	393, 200		
95		295, 200	343, 100	382, 200	393, 400		
96		295, 600	343, 500	382, 800	393, 600		
97		295, 800	343, 700	383, 500	393, 800		
98		296, 100	344, 100	384, 100	394, 000		
99		296, 500	344, 500	384, 700	394, 200		
100		296, 900	344, 800	385, 300	394, 300		
101		297, 100	345, 100	386, 000	394, 400		
102		297, 400	345, 500	386, 400	394, 500		
103		297, 800	345, 900	386, 800	394, 600		
104		298, 100	346, 300	387, 100	394, 700		

105		298,300	346,800	387,400	394,800		
106		298,600	347,200	387,700	394,900		
107		299,000	347,600	387,900			
108		299,300	348,000	388,100			
109		299,500	348,500	388,300			
110		299,900	348,900	388,400			
111		300,300	349,200	388,500			
112		300,600	349,500	388,600			
113		300,800	350,000	388,700			
114		301,000	350,400				
115		301,300	350,800				
116		301,700	351,200				
117		301,900	351,700				
118		302,100	352,100				
119		302,400	352,500				
120		302,700	352,900				
121		303,100	353,400				
122		303,300	353,800				
123		303,600	354,200				
124		303,900	354,500				
125		304,200	354,800				
126			355,100				
127			355,300				
128			355,500				
129			355,700				
130			355,800				
131			355,900				
132			356,000				
133			356,100				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。